

ユニバーサル社会づくり第7次兵庫県率先行動計画（計画期間：令和4～6年度）

計画の概要

- 1 目的
- 性別、年齢、障害の有無、国籍等の異なる多様な県民のニーズに応え、質の高い県民サービスを行う「ユニバーサル県庁」の確立
- ユニバーサル社会をめざす県の率先プロジェクトを市町、企業、団体、NPO など多様な主体に普及
- 2 対象 知事部局、企業庁、病院局、議会事務局、各種行政委員会事務局、警察

計画の特徴

第6次計画（R元～R3年度）の実施状況

- 必須項目（10項目）
R元、R2年度ともに全所属100%実施。R3年度も100%実施見込み。今後も継続した取組みが必要
- 独自項目（13メニューの中から所属で3～4項目を選択）
R2年度は、13のうち9項目は独自項目に設定した所属が多く100%実施であるため、必須化が可能。残りの項目は所属単独での実施が難しく支援が必要

第7次計画の基本的な考え方

職員一人ひとりが取り組む「県民サービス」

- 全庁で取り組む「実践項目」の設定
全所属が実践し、取組水準を低下させることなく100%達成すべき実践項目を設定
▶現行の独自項目は最大限必須化
- 各所属によるユニバーサル県庁づくりの取組
所属長のもと、US推進リーダーが中心となって各所属が主体的に取組を実施
▶所属単独での実施が困難な取組は、ガイドブック作成や合同研修開催等、ユニバーサル推進課の支援を強化
- 各所属の自己点検とユニバーサル推進課による改善支援
毎年度各所属で自己点検チェックリストを用いた自己点検を実施。取組が不十分な項目の改善策のユニバーサル推進課への報告と同課による改善支援
▶取組結果は毎年度各所属にフィードバック

多様な主体に取組を拡げる「率先プロジェクト」

県から、市町・民間へと、ユニバーサルの視点からの取組を広げるため、県が実施するユニバーサル社会づくりに資する実践・モデル的な事業を紹介

職員一人ひとりが取り組む「県民サービス」実践項目 20

	実践項目
意識	① 窓口や電話で多様な来庁者に対応するための研修を実施
	② 職場内や来庁者に対する気持ちのよい対応 ・障害特性等に応じた積極的な挨拶、丁寧な電話対応の実践 ・事務室入口や案内表示前等では、来庁者に必要な支援を確認し対応 ・ヘルプマークを身につけた方への思いやりのある行動
表示	③ 事務室入口の誰もが見やすい位置にマーク等を掲示 ・補助犬マーク、耳マーク、手話マーク（県庁）、B4以上のカラー表示の配席表・業務説明を掲示 ・課室名の表示板に点字ラベルを貼付
	④ 窓口職員は、大きさや形を工夫した吊り下げ名札等を使用
	⑤ 庁舎や県立施設にはバリアフリー情報等を記した案内表示を掲示
	⑥ 庁舎や県立施設には受付等に見やすい施設案内図・パンフレット等を配置
	⑦ 県立施設のホームページ（HP）にユニバーサル推進課HPの「県内各施設のバリアフリー情報」ページとのリンクを貼る（又は県立施設のHPに直接バリアフリー情報を掲載）
	⑧ イベント等では多様な参加者を想定し、誰にでもわかりやすい案内表示を掲示
	⑨ 管理・監督職は点字名刺を常備
	⑩ 視覚障害者と名刺交換をする場合は点字名刺を使用
環境	⑪ 障害者や外国人等とのコミュニケーションを円滑にするコミュニケーションボード、UDトーク等のアプリをダウンロードしたタブレット端末や筆談用具、ホケテークを窓口等に設置
	⑫ 一般来庁者が往来する窓口等のエリアでは、白杖や補助犬の使用者、車いす使用者が安全に移動できる通路を確保
	⑬ 申込書やアンケート用紙等の性別の記載は、真に必要な性のあるものに限定
	⑭ 物品・役務等の優先調達の実施（前年度比同額以上）
	⑮ 庁舎及び県立施設の管理者は、ユニバーサル設備に破損等異常箇所がないかを定期的に点検
	⑯ 視覚障害者が参加するイベント等では点字・拡大資料等を準備。聴覚障害者が参加する場合は手話通訳、要約筆記、ヒアリンググループ等を準備
	⑰ 文書等は12ポイント以上で作成
情報配慮	⑱ ユニバーサルデザインに配慮した印刷物やホームページ等を作成（音声コード・音声読み上げ機能の付加、文字フォント・色等に配慮、点字版・外国語版の用意等）
	⑲ 映像DVD等を作成する場合は、可能な限り字幕や副音声を挿入またはテキストブックを作成
	⑳ 通知文書や印刷物等にFAX番号、メールアドレスを記載

ユニバーサル推進課による主な取組

- ひょうご「ユニバーサル県庁」ガイドブックの作成
□県主催イベントに対する手話通訳、要約筆記の派遣
□手話研修・疑似体験研修・出前講座等への講師派遣

- SharePoint「ユニバーサル社会づくり推進掲示版」への情報掲載
□点字テプラ、点字プリンター、ヒアリンググループ等の貸出

県庁から多様な主体へ広げる「率先プロジェクト」

●県主催イベント等での情報配慮の徹底 「不特定の300人以上が参加」「聴覚障害者が参加」のイベントに手話通訳・要約筆記者を派遣	●外国人県民への多言語による平日＋週末生活相談・情報提供の実施 ひょうご多文化共生総合相談センターにおいて11言語対応による生活相談・情報提供を実施	●ユニバーサルツーリズム推進事業 高齢者や障害者等が旅の楽しみを享受できる環境づくりのため、観光地の受入体制の強化・意識醸成等の事業を実施	●認知症希望大使の委嘱 認知症の本人に「ひょうご認知症希望大使」を委嘱し、自らの言葉による普及啓発活動や当事者の意見を反映した施策を展開
●障害福祉サービス事業者等への優先発注 物品や簡易な印刷・役務の調達等に当たり、随意契約等により障害福祉サービス事業所等への優先的な発注を実施	●LGBT等多様な性への理解促進 LGBT等多様な性への理解促進に向けた啓発の推進、性的少数者を対象にした専門の相談窓口の設置	●職員の女性割合の向上 ア)知事部局等の採用者 40% イ)本庁課長相当級以上の職 15% ウ)本庁副課長、班長・主幹相当級 20%	●男性の育児参加 ア)配偶者の出産補助休暇取得 100% イ)男性の育児休暇取得 希望者の100% ウ)男性の育児参加休暇 100%